

# 十日町市建設工事入札参加資格審査申請書記載要領

令和3年12月 十日町市

下記要領に従って審査申請書及び添付資料を作成し、提出してください。

令和4年1月4日以降、全ての提出書類への押印は不要とします。ただし、添付書類である証明の申請にあたり、証明者から申請様式への押印（申請者印）を求められた場合は、指示に従ってください。

## 1. 入札参加資格審査申請の全般的共通事項について

【受付期間】令和4年1月4日（火）～令和4年1月31日（月）

※郵送の場合、令和4年1月31日消印有効

【資格有効期間】令和4年4月1日～令和6年3月31日

【審査基準日】令和3年12月31日

※各様式とも審査基準日現在の内容で記載してください。添付書類もできるだけ審査基準日現在又は直近の状態（原則6か月以内）が確認できるものを提出してください。

- 【申請方法】(1) 入札参加を希望する業務ごとに、指定された様式で添付書類を沿えて申請してください。提出部数は各1部とします。
- (2) 提出方法は直接提出のほか郵送や宅配などいずれの方法でも構いません。
- (4) 申請書類はクリップやダブルクリップ等で留め、下記に指定の「個別フォルダー」（※下記参照）を同封して提出してください。ファイルに綴ったりホチキスで留めたりする必要はありません。

### ■申請書類に同封する個別フォルダーの指定について

種類・品名	個別フォルダー A4-IF
規格・品質	JIS（日本工業規格）S 5506 に適合するまたは同等の性能を有するもの
指定色	建設工事…黄・クリーム系、建設コンサル…青・緑系、物品…赤・桃系

※個別フォルダーのメーカーは問いません。

※個別フォルダーの入手が困難な場合等は郵便切手で代用可とします。

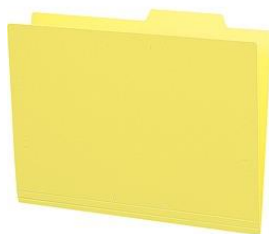
未使用の郵便切手 84 円分を同封してください。

※フラットファイルとは異なりますのでご注意ください。

※個別フォルダーのインデックス（見出し）に会社名の表示は必要ありません。

【参加資格付与】入札参加資格を承認した場合は、入札参加資格者名簿に登載するとともに、名簿をホームページにて公開しますので、確認をお願いします。（令和4年3月中旬公開予定）

- 【その他】(1) 役務の提供のみの業務については、入札参加資格審査の制度を設けていないため、申請の必要はありません。
- (2) 受付期間を過ぎての申請は、理由を問わず認めませんのでご注意ください。
- (3) 随時申請は令和4年4月1日以降に受け付けます。
- (4) 控えのための申請書類のコピーはあらかじめ取っておくようにしてください。当方では申請書類のコピーはおこないません。
- (5) 当市の受付印を押印したハガキ等の返信を希望する場合は、申請者側で返信先等必要事項をすべて記載したハガキ等を用意してください。
- (6) 書類不備があった場合の連絡は原則としてFAX 又は電話で行います。



## 2. 『様式第1号 建設工事入札参加資格審査申請書』について

- ・ 「申請者」欄と「商号又は名称」欄は同一とし、「主たる営業所」欄はその所在地、代表連絡先を記入してください。行政書士事務所等が作成を代行している場合は、「書類作成・提出責任者」欄に代行した行政書士事務所等を記入してください。
- ・ 「書類作成・提出責任者」欄には、申請書を作成した実務担当者（市から申請書の内容について問い合わせがあった場合に答えられる方）の部署名・職氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）を漏れなく記入してください。行政書士事務所等が作成を代行している場合は、行政書士の方で結構です。
- ・ 「主たる営業所」は建設業法上の「主たる営業所」を記入してください。会社の登記上の本社と建設業法上の「主たる営業所」が異なっている場合は、注意してください。
- ・ 「委任先」欄は、入札や契約等の権限について委任先がある場合のみ記入してください。なお、入札や契約等の権限を支店・営業所等に委任する場合は、委任先となる支店・営業所等が建設業法上の営業所になっていることが必要です。
- ・ 「所在区分」欄は、委任先がない場合は主たる営業所の所在地、委任先がある場合は委任先の所在地について選択してください。十日町市と隣接している市町（上越市・柏崎市・長岡市・小千谷市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町・津南町）に所在する場合は、「近隣」を選択してください。
- ・ 「地区区分」欄は、所在区分が市内の場合のみ該当する地区区分を選択してください。所在する行政区がどの地区に該当するかは、十日町市ホームページの「十日町市の行政区」で確認してください。
- ・ 「職員数」欄は、法人にあつては常勤役員を含めた数を、個人にあつては事業主を含めた数を記載してください。
- ・ 「規模」欄から「ISO等取得」欄までは、それぞれ当てはまる内容等を選択、記入してください。「許可番号」欄は、申請時に提出する総合評定値通知書に表示されている番号を記入してください。
- ・ 「入札参加を希望する建設工事の種類」欄は、建設業の許可を受け、かつ経営事項審査の総合評定値を有しているもののみ希望できることとします。入札参加を希望する種類全てに○を付けてください。ただし、支店・営業所等に委任する場合は、委任先となる支店・営業所等が入札参加を希望する建設工事の種類について営業許可を受けていなければなりません。
- ・ 入札参加希望工事の略字と番号は、下記表のとおりになります。

土木一式工事=(土) 01	ガラス工事=(ガ) 16
建築一式工事=(建) 02	塗装工事=(塗) 17
大工工事=(大) 03	防水工事=(防) 18
左官工事=(左) 04	内装仕上工事=(内) 19
とび・土工・コンクリート工事=(と) 05	械器具設置工事=(機) 20
石工事=(石) 06	熱絶縁工事=(絶) 21
屋根工事=(屋) 07	電気通信工事=(通) 22
電気工事=(電) 08	造園工事=(園) 23
管工事=(管) 09	さく井工事=(井) 24
タイル・れんが・ブロック工事=(タ) 10	建具工事=(具) 25
鋼構造物工事=(鋼) 11	水道施設工事=(水) 26
鉄筋工事=(筋) 12	消防施設工事=(消) 27
舗装工事=(舗) 13	清掃施設工事=(清) 28
しゅんせつ工事=(しゅ) 14	解体工事=(解) 29
板金工事=(板) 15	法面工事=(法) 30

- ・ 入札参加を希望する建設工事の種類に、「法面処理工事」を追加していますので、希望者は「と

び・土工・コンクリート工事」のほか、「法 30」にも○を付けてください。

### 3. 『様式第 5 号 技術職員数等に関する調書』について

- ・ 「1. 1 級・2 級施工管理技士等の技術職員数」欄、「2. 指定建設業 7 業種の監理技術者資格者証所持者数」欄とも、該当者の人数を記入してください。
- ・ 一人の技術職員が複数の資格を有している場合は、資格ごとに 1 人として数えてください。
- ・ 土木一式工事の 1 級技術職員数及び 2 級技術職員数が、経営事項審査による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の人数と異なる場合は、その裏づけとなる名簿等を任意の様式で添付してください。
- ・ 「3. その他の資格」欄は、特記すべき資格を所有している場合、任意で記入してください。（解体工事施工技士など）
- ・ 「4. 退職金制度の加入状況」欄は、申請時現在、加入している共済制度等の欄に○を付け、各共済制度の対象者となっている人数を記入してください。**自社退職金制度を含め、いずれかの制度に加入していないと入札参加資格を認めません。**
- ・ 調書に表示のない制度に加入、又は活用している場合は、「その他」欄の（ ）内に制度名等を記入してください。
- ・ 該当する内容を有していない場合も必ず提出してください。

### 4. 様式以外の提出書類について

- ・ 定められた様式以外に、必ず下記の書類を提出してください。 注 ⑥～⑩は該当者のみ

#### ① 納税証明書

##### ア 市内に営業所を有する者

- ・ 十日町市の納税証明書で未納がない証明（写し可）

⇒ 「納税証明請求書」（様式第 50 の 2）で十日町市役所税務課に請求してください。また、窓口で事業主以外の方が証明書を請求する場合には、納税証明請求用の委任状を持参してください。

- ・ 法人税又は所得税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの（写し可）

- ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの（写し可）

⇒ 法人用は納税証明書「その 3 の 3」を、個人用は納税証明書「その 3 の 2」を税務署に請求してください。

##### イ 市内に営業所を有しない者

- ・ 法人税又は所得税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの（写し可）

- ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書で、未納がないことが確認できるもの（写し可）

⇒ 法人用は納税証明書「その 3 の 3」を、個人用は納税証明書「その 3 の 2」を税務署に請求してください。

**※納税証明書「その 3 の 2」や「その 3 の 3」は、電子納税証明書を印刷したものでも可とします。**

#### ② 経営事項審査による経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し

#### ③ 退職金共済制度への加入状況を証明する書類（共済加入証書等）の写し。

自社退職金制度を利用している場合はそれを証明する書類（規則等）の写し

**※様式第 5 号の「4. 退職金制度の加入状況」で「建設業退職金共済制度」に○をしても、**

**②の書類で建退共制度への加入が「無」となっている場合は、必ず「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の写しを提出してください。登録証のみでは加入有と認めませんので、ご注意ください。**

#### ④ 暴力団等の排除に関する誓約書

⑤ **委任状** ※委任先がある場合のみ

⇒ 営業所等の職員に入札及び契約等の全権を委任している場合は、委任する事項、委任期間及び受任者を記載した委任状を提出してください。

⑥ **建設業許可申請書様式第一号別紙二「営業所一覧表」の写し** ※委任先がある場合のみ

⑦ **雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し**

⇒ ③の総合評定通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、経営事項審査の審査基準日から資格審査基準日までの間に加入の届出を行った者のみ、下記の書類を提出してください。

※ 当該書類により、未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。

ア 健康保険・厚生年金保険が「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。

- ・領収書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し

イ 雇用保険が、「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。

- ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- ・雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領印のあるもの）の事業主控えの写し

⑧ **適用除外申告書**

⇒ ③の総合評定通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、経営事項審査の審査基準日から資格審査基準日までの間に適用除外となった者のみ、当該書類に適用除外となった事実を証する書類を添付して提出してください。

※ 当該書類により、未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。

⑨ **十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示制度認定証明書** ※主観点希望者のみ

⇒ 資格申請日現在において、十日町地域広域事務組合消防団協力事業所に認定されていて主観点を希望する者のみ十日町地域広域事務組合が発行する認定証明書を提出してください。

※ 消防団協力事業所認定「有」と認められた場合は、参加希望の工書の種類ごとに主観点を10点付与します。

⑩ **十日町市発注の除雪業務の受託を証明する契約書の写し** ※主観点希望者のみ

⇒ 資格申請年度において、十日町市発注の除雪業務を受託していて主観点を希望する者のみ十日町市から除雪業務を受託したことを証明する契約書の写しを提出してください。共同企業体などで除雪業務を受託している場合には、十日町市と共同企業体との契約書の写しに加え、申請者が共同企業体の構成員であることが証明できる資料の写しも添付してください。

※ 十日町市発注の除雪業務の受託が「有」と認められた場合は、参加希望の工書の種類ごとに主観点を10点付与します。

⑪ **ハッピー・パートナー企業登録証の写し等** ※主観点希望者のみ

⇒ 資格申請年度において、新潟県のハッピー・パートナー企業として登録していて主観点を希望する者のみ登録証の写しを提出してください。

※ ハッピー・パートナー企業の登録が「有」と認められた場合は、参加希望の工書の種類ごとに主観点を10点付与します。

⑫ 個人番号カード（マイナンバーカード）の取得又は交付申請の状況に関する誓約書

※主観点希望者のみ

⇒ 資格審査申請日において、十日町市に住所を有する従業者（雇用期間に定めのない常勤職員（法人の場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）に限る。）のうち個人番号カード（マイナンバーカード）を取得又は交付申請したものの割合が70%以上（小数点以下切捨て）で、主観点を希望する者のみ誓約書を提出してください。

※ 十日町市に住所を有する従業者の個人番号カードの取得又は交付申請した者の割合が70%以上と認められた場合は、参加希望の工書の種類ごとに主観点を10点付与します。

⑬ FAX送信票

⇒ 申請書類に不備があった場合の連絡に使用します。商号又は名称・部署名、FAX番号、担当者の氏名を記入し、原則として全業者が提出してください。

5. 提出書類一覧表

提出書類		市内業者		市外業者	
		法人	個人	法人	個人
1	建設工事入札参加資格審査申請書 (様式第1号)	○	○	○	○
2	技術職員数等に関する調書 (様式第5号)	○	○	○	○
3	納税証明書	市税納税 証明書	市税納税 証明書	法人税 納税証明書	所得税 納税証明書
	消費税及び地方消費税納税証明書 ※消費税の課税業者のみ	○ 「その3の 3」	○ 「その3の 2」	○ 「その3の 3」	○ 「その3の 2」
4	経営事項審査による経営規模等評価結果通知書	○	○	○	○
5	退職金制度への加入状況を証明する書類	○	○	○	○
6	暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	○	○
7	委任状 ※営業所等に委任する場合のみ	△		△	
8	建設業許可申請書様式第一号別紙二「営業所一覧表」	△	△	△	△
9	雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し	△	△	△	△
10	適用除外申告書	△	△	△	△
11	十日町地域広域事務組合消防団協力事業所表示制度認定証明書	△	△	△	△
12	十日町市発注の除雪業務の受託を証明する契約書の写し	△	△	△	△



13	ハッピー・パートナー企業登録証の写し	△	△	△	△
14	個人番号カード（マイナンバーカード）の取得又は交付申請の状況に関する誓約書	△	△	△	△
15	FAX送信票	○	○	○	○
16	個別フォルダー（黄・クリーム）又は切手 84 円分	○	○	○	○

※○は提出必須、△は該当者・希望者のみ提出

## 6. その他注意事項

- ・ ②経営事項審査及び③退職金共済加入が審査中又は手続中の場合は、審査申請書又は制度申込書の写しを提出してください。通知書又は証書が届き次第提出していただくこととします。
- ・ 十日町市建設工事入札参加資格審査規程第3条に定める提出書類「直前2年の各営業年度における工事施工金額を記載した書類」及び「工事経歴書」は、必要とする場合のみ提出を求めることとし、今回の申請では提出を省略します。
- ・ 経営規模等評価結果通知書の総合評定値は、今回報告のあった数値を2年間継続して使用します。新たに経営事項審査を受け途中で総合評定値が変わっても、通知書の提出は不要です。
- ・ 経常共同企業体の入札参加資格審査申請は、令和4年3月22日(火)～28日(月)に受け付けます。

## 7. 変更等の届出について

### (1) 申請書類の変更届について

建設工事入札参加資格審査申請書を提出後、同申請書及び同申請書の添付書類に記載した事項について変更があったときは、直ちに変更届出書（様式第9号）に関係書類（注1）を添付して提出してください。

注1 商号又は名称、営業所の名称、所在地、法人の代表者の氏名に変更があったときは、登録事項証明書（履歴事項全部証明書）を、代理人の氏名に変更があった場合は委任状を添付してください。

### (2) 廃業の届出について

名簿登載者が解散又は廃業したときは、廃業等届出書（様式第10号）を直ちに提出してください。

## 8. お問い合わせ先、提出先

〒948-8501 十日町市千歳町3-3

十日町市総務部財政課契約検査係

TEL 025-757-3114 FAX 025-752-4635 E-mail nyusatsu-zaisei@city.tokamachi.lg.jp